令和7年4月15日

保護者の皆様へ

園長　木暮 恵

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和6年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和6年4月～令和7年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	246,760	246,760	245,770	301,050	299,260	296,870	293,730	293,730	293,730	292,650	292,650	296,340
		3歳児	246,760	246,760	245,770	242,480	240,690	238,300	235,160	235,160	235,160	234,080	234,080	237,770
		4歳以上児	227,110	227,110	226,120	222,830	221,040	218,650	215,510	215,510	215,510	214,430	214,430	218,120
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	232,480	232,400	232,050	232,480	232,480	232,140	232,670	232,580	232,580	247,050	247,050	262,410
	短時間		224,960	224,880	224,530	224,960	224,960	224,620	225,150	225,060	225,060	239,050	239,050	254,410
	標準時間	1・2歳児	143,870	143,790	143,440	143,870	143,870	143,530	144,060	143,970	143,970	152,780	152,780	168,140
	短時間		136,350	136,270	135,920	136,350	136,350	136,010	136,540	136,450	136,450	144,780	144,780	160,140
	標準時間	3歳児	101,990	101,910	101,560	101,990	101,990	101,650	102,180	102,090	102,090	106,990	106,990	122,350
	短時間		94,470	94,390	94,040	94,470	94,470	94,130	94,660	94,570	94,570	98,990	98,990	114,350
	標準時間	4歳以上児	84,600	84,520	84,170	84,600	84,600	84,260	84,790	84,700	84,700	88,490	88,490	103,850
	短時間		77,080	77,000	76,650	77,080	77,080	76,740	77,270	77,180	77,180	80,490	80,490	95,850

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,320	4,800	4,800	4,800	4,320	4,800	4,800	4,800	4,800	4,560	4,320	4,560
2号認定子ども	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800